

令和6（2024）年度 姫路市立山陽中学校
学校いじめ防止基本方針

キラリ輝け
山陽中



平成26年 4月 実施

以降 毎年 3月 検証・改訂

1 本校の方針

本校では、「命を大切に、思いやりと感謝の心を表現できる生徒の育成」・「社会に役立つ人として、前向きな行動がとれる生徒の育成」・「目標の実現に向け、主体的に学ぶ生徒の育成」を教育目標にして、すべての生徒が安心して有意義な学校生活を送り、自分の将来に自信と希望を持って歩んでいくよう、家庭・地域・小学校と連携を図りながら日々の活動に取り組んでいる。さらに、教職員が生徒とともに人権意識を高め、いじめを許さない学校づくりを進めていくために、いじめ防止に向け指導体制を整備し、開発的予防的生徒指導の推進によるいじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適正かつ迅速に解決するために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、生徒数1000人を超える大規模校である。姫路の中心部（姫路駅南部）に位置し、交通の便がよく、市内でも生活面の中核を担う市役所、陸上競技場、県立武道館などの公共施設、多様な量販店が多数たち並ぶ。教師も60人以上が勤務しているため、その職務は細分化し、専門化している。しかし、生徒指導は教育活動のあらゆる領域のなかで重要な役割を果たすことからである。本校では、学校での教育活動を学習指導、生活指導、道徳・人権指導、特別活動指導の4つの指導部に分かれているが、生活指導部では、「統一した指導体制で臨む」という方針で取り組んでいる。

いじめについては、「いじめは命につながる重大な人権侵害である」、「いじめは、どの生徒にも学校にも起こりうること」また、「いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいこと」との認識を全教職員がもち、教職員の連携や生徒との信頼関係を築いていく。

「いじめをしない」、「いじめを許さない」人間関係づくりと大人の気づく力を高め、いじめを生まない土壤づくりと校風を築きあげる。そのため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

【別紙1】校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。なお、常々より生徒及び保護者との信頼関係の構築に努め、情報の共有と行動の連携を図る。

【別紙2】チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上をはかる校内研修など、年間の指導計画を別に定める。また、学校だよりや学級・生徒指導通信、ホームページ等により年間指導計画を公表し、保護者や地域住民への啓発活動の一助とする。【別紙3】年間指導計画

(3) いじめを認知した場合の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告するとともに、いじめ対応チームを発足させ、情報の収集と記録・情報の共有・いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。また、収集し確認した情報及び対応について、市教育委員会に報告し、校長の判断により、学校サポートスクラムチームの支援を要請する。

【別紙4】組織対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、例えば、身体に重大な傷害を負った場合や金品等に重大な被害を被った場合等が想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」における「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定の期間や連續して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態を判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを發揮し、学校が主体となって、「いじめ対応チーム」に専門的知識及び経験を有する者を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。必要に応じて地域との連携を図る。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校、開かれた学校づくりを目指している本校は、これまで情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに連携を図りながら取り組む必要があるため、策定した「学校いじめ防止基本方針」の周知を図るため、学校だよりやホームページで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、愛護育成会総会や保護者会、地域での会合などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、PDCAサイクルに基づき、「いじめ防止対応チーム」を中心に点検し、評価アンケート等によって検証し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、生徒会活動を活性化させ、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

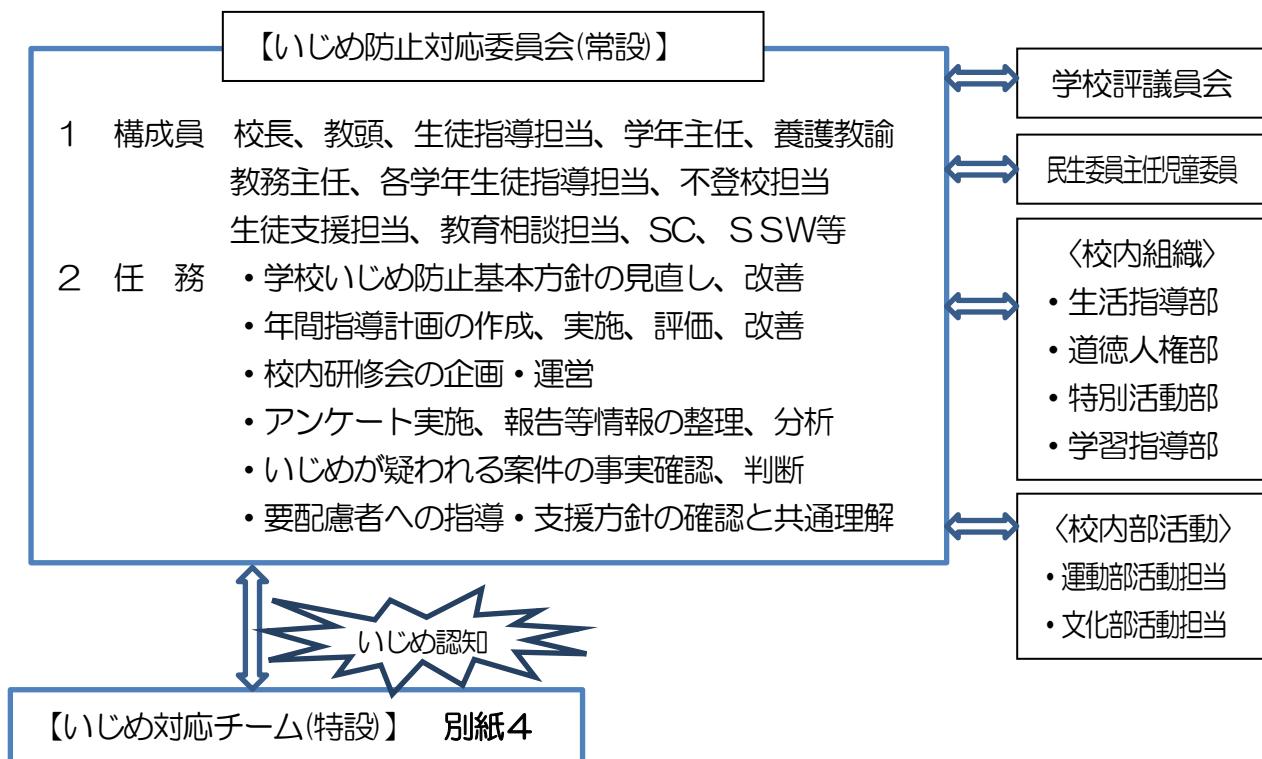
加えて、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

【別紙5】その他

【別紙1】

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは、どの生徒にも学校にも起こりうる」、「いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい」との認識のもと、気づきの力を学校全体で高め、「いじめをしない・いじめは絶対に許さない」という強い意志において、組織的な取組を行う。(人権教育・道徳教育・体験活動・特別活動・部活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「いじめ防止対応委員会」を設置する。また、いじめと疑われる案件を認知すれば、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を特設する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心とし、特定の教員がいじめ問題を抱込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行い、迅速で適切な解決を図る。
- 4 学校全体で総合的ないじめ対策を行うため、「いじめ防止対応チーム」は、いじめ問題への対応の分析を行う。また、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するため、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。



未然防止(自己有用感・規律・学力)	早期発見(信頼関係・気づき力・連携力)
<ul style="list-style-type: none"> ○開発的予防的生徒指導の推進 ○学習(教科)指導の充実 ○特別活動の充実・・・生徒会の活性化 ○教育相談の充実 ○道徳人権教育の充実 ○ライフスキル教育の充実 ○保護者・地域との連携・・・「学校いじめ防止基本方針」等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集(生活ノート・アンケート) ○相談体制の確立(不登校担当やSCをはじめ、各関係機関との連携) ○情報の共有(生徒指導委員会と職員研修の充実)・・・ネットに関する研修の充実 <p>※一人一人の生徒理解に基づいた、毅然とした中に温かみのある指導を根底に、地域・家庭との双方向の信頼関係の構築。</p>

【別紙2】

早期発見チェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 揭示物が破れていたり落書きがあったりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにメモを回したりしている

いじめられている子

● 日常の行動・表情の様子

- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

● 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- ※1人で自分の席から動かないでいる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

● 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

● 清掃時

- いつも雑巾かけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

● その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

【別紙3】

年間指導計画

月	学校行事	学校いじめ防止対策(早期発見・未然防止)	その他・備考
4月	始業式 入学式 実力考查 修学旅行(3年)	PTA 理事会 → 保護者への啓発活動 ホームページへの掲載 相談窓口の周知 ファシリテーション教育① 部活動キャプテン会議(各月毎に)	小中一貫推進委員会 朝、終学活の充実(学級のルールづくり)と生命尊重の教育
5月	自然教室(1年) 授業参観 部活懇談会(部毎に) わくわくオーケストラ	職員研修(道徳教育校内研修①) 有害情報対策講座 ファシリテーション教育②	小中連絡会① 道徳教育の充実 地域祭礼(城陽)
6月	学校公開(オーブンスクール) 期末考查 学級弁論大会 トライやる・ウィーク(2年)	いじめ防止対応委員会(定期会議①) いじめアンケート① 教育相談① 愛護育成会総会	
7月	学年弁論大会 中播総体、県総体 終業式	NETトラブル防止教室 交通安全教室(1年) 保護者懇談会① → 家庭との連携 小中合同かんさりング マインド 研修①	愛城会(地域ボランティア) 学校評議員会
8月	近畿総体 全国中学校体育大会 始業式・実力考查	職員研修①	PTA 奉仕作業
9月	生徒会選挙 陸上競技大会 制服の日(人権講演会)	性教育出前講座	小中一貫推進委員会
10月	体育大会・中間考查 学年合唱コンクール 学芸発表会	職員研修②	地域祭礼(手柄、城陽、荒川) 道徳教育の充実
11月	学校公開(オーブンスクール) 期末考查	いじめ防止対応委員会(定期会議②) ファシリテーション教育③ 職員研修③(いじめについての研修会) いじめアンケート② 教育相談② いじめ防止ワークショップ	青年の主張ブロック大会 進路説明会 生命尊重の教育
12月	ものづくり体験活動(1年) 終業式	保護者懇談会② → 家庭との連携 小中合同かんさりング マインド 研修②	愛城会(地域ボランティア) 入学説明会
1月	始業式 実力考查	職員研修④ ・・・ストレス対処スキルについて 保護者懇談会(3年)	小中連絡会② 青年の主張中央大会
2月	私立入試 公立推薦・特色選抜入試 期末考查	いじめアンケート③ 教育相談③ 職員研修(道徳教育校内研修③)	学校評価・道徳教育の充実 小中一貫推進委員会 校区クリーンアップ
3月	卒業式 公立一般入試 生徒会選挙 修了式	保護者懇談会(1,2年) → 家庭との連携 いじめ防止対応委員会(方針見直し・改善) いじめ防止対応委員会(次年度計画作成)	学校評議員会 小中連絡会③

※毎週、金曜2校時に生徒指導委員会を行い、各学年の様子、重篤な生徒指導事案・長欠生（不登校含む）への対応、指導経過（指導の方向性）を報告することにより、情報の共有に努めるとともに行動の連携を図る。

※月に1度、生徒会専門部会を行い、各部会で先月の目標を反省するとともに、該当月の目標を話し合い設定する。決定事項は月に1度の全校朝会で専門部長より発表を行う。また、週末毎に週末点検を行い、特に委員長会では学級の様子について報告を行い、生徒による自治的活動活性化への一助とする。

※学期に一度（状況によっては都度）、民生委員主任児童委員・校区少年補導委員との会合に参加し情報の連携と共有に努める。

【別紙4】

認知したときの組織対応

【いじめ対応チーム(特設)】

1 構成員 校長、教頭、生徒指導担当、各学年生徒指導担当、養護教諭、当該学年主任
当該学級担任、当該部活動顧問、当該学年職員、SC、SSW

2 任務 迅速かつ適切な解決のために事実調査・報告・相談・支援・指導を行う

(1) 調査班(当該学年職員、当該部活動顧問 等)

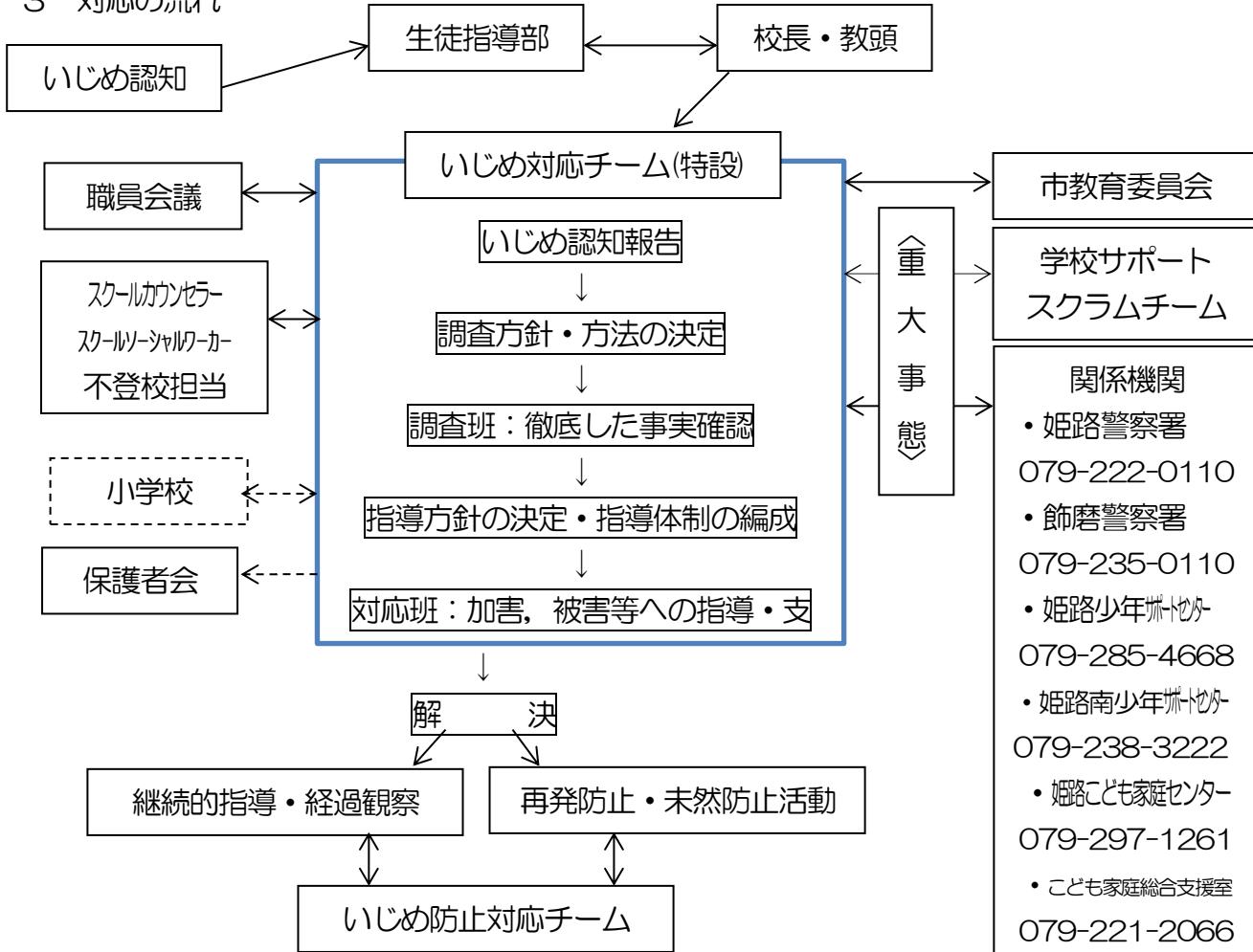
事実確認(把握)、アンケート調査等により情報収集と記録

(2) 対応班(当該学年主任・担任・顧問、生徒指導担当、養護教諭等)

加害者・被害者・保護者への指導・支援対応

マスコミ窓口：管理職 関係機関連携窓口：生徒指導担当

3 対応の流れ



※被害者や情報源の者の心情に十分配慮し、事実確認をする。保護者の意向も配慮する。

※いじめを認知すれば、直ちに加害者・被害者の双方から事実関係を聞く。また、聞き取り内容について周辺生徒からも状況を聞く。聞き取り・指導等は複数の教員である。

※双方の保護者に説明し、保護者と関係職員を交え、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

【別紙5】その他

※生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ① 速やかに市、県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ② 市、県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③ 事案によっては当事者の同意を得たあと、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④ マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上のいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちが分かりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる可能性がある。

- ① 生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、教育相談等では情報を積極的に収集する。また、学校便りや生徒指導・学級通信等で保護者への啓発に努める
- ② 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。
- ③ ネット上のいじめへの対応についても早期発見、早期対応が重要であるという認識を深め、学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方での指導を行う。

参 考

いじめの定義（平成18年文部科学省「児童生徒の問題行動との生徒指導上の諸問題に関する調」）

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判定は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布、9月28日施行）

※ 国の「いじめ防止基本方針」が平成29年3月改定され、兵庫県、姫路市の基本方針も改定されています。

いじめの定義

- ◎ この法律について「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

※ 改定基本方針では、けんかやふざけあいであっても、いじめに該当するか否かを判断するものとしている。

学校が実施すべき施策

- ◎ 学校は、「学校いじめ防止基本方針」を定める。(第13条)
- ◎ 学校は、いじめ防止等の対策のための組織を置く。(第22条)
- ◎ 学校は、いじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置づける。(改定基本方針)

例：常設組織：校長、教頭、生徒指導担当(生徒指導部)、養護教諭、各学年代表、SC、SSW

特設対応チーム：発生認知1件ずつに応じ、常設組織メンバーに加え担任(部活動顧問)

学年職員等

役割 常設組織 ①年間計画の作成・実行・検証・修正
②相談・通報の窓口 ⇄ 関係機関

特設対応チーム

③情報収集と記録、共有 ⇄ 関係機関
④緊急会議を開催し、調査・指導・支援、保護者連携対応
【調査班】と【対応班】を設ける。

重大事態とは、 ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態発生時 (学校の設置者または学校)

- ◎ その事態に対し、及び同種の事態の発生の防止のため、速やかに調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にする調査を行う。(第28条①)
- ◎ 調査を行えば、被害生徒とその保護者に事実関係等必要な情報を適切に提供する。(第28条②)

いじめの解消の要件

① いじめに係る行為が止んでいること。

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとされる場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。改定基本方針では、少なくとも3ヶ月を目安とした。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保していく。改定基本方針では、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じないかを面談等により確認する。また、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く観察することとなっている。